

A. 国立公園等利用拠点計画策定支援事業

国立公園利用拠点計画、国定公園利用拠点計画（以下「利用拠点計画」という。）又は自然公園法第16条の3第1項に規定する利用拠点整備改善計画の策定を行う事業。

利用拠点計画又は利用拠点整備改善計画の策定に向けて、地域の関係者において実施する調査・検討を対象とします。

■ 利用拠点計画について

地方公共団体、地方公共団体の組合、自然公園法第16条の2第1項又は第16条の7第1項に規定する地域協議会（以下「地域協議会等」という。）において、訪日外国人旅行者の動向を踏まえつつ、地域として目指すべき方向や目標を設定し、各主体が協力して地域が一体となった拠点整備を進めていただくために、実施要領別表第1に掲げる事業（間接補助事業）及び関連する各種事業（間接補助事業対象外）に係る事業内容や実施予定時期等を定めるもの。

以下の実施要領別添1に基づいて策定し環境大臣に提出してください。

実施要領別添1（国立公園利用拠点計画・国定公園利用拠点計画について【説明】）：
<https://www.env.go.jp/content/000395943.pdf>

実施要領別添1様式1（国立公園利用拠点計画・国定公園利用拠点計画について【提出時の鑑文】）：
<https://www.env.go.jp/content/000395930.docx>

実施要領別添1様式2（国立公園利用拠点計画・国定公園利用拠点計画【様式】）：
<https://www.env.go.jp/content/000395933.xlsx>

実施要領別添1様式3（国立公園利用拠点計画・国定公園利用拠点計画について【変更提出時の鑑文】）：
<https://www.env.go.jp/content/000395936.docx>

地域協議会等において以下の項目も調査・検討を進めてください。

- ・対象エリアの観光資源・利用の現状と課題分析
- ・拠点として目指すべき利用のあり方
- ・具体の整備計画（時期・事業主体・内容・費用概算）

策定した利用拠点計画は、補助事業終了後、速やかに環境大臣へ提出してください。

【利用拠点計画の提出について】

提出先：環境省自然環境局国立公園課国立公園等利用拠点滞在環境等上質化事業 担当宛
（郵送の場合）〒100-8975 東京都千代田区霞が関1-2-2

中央合同庁舎5号館26階

※宛名面に赤字で「利用拠点計画在中」と記入してください。

（メールの場合）shizen-kouen@env.go.jp

TEL：03-5521-8278 FAX：03-3595-1716

国定公園利用拠点計画については、当該国定公園に関して訪日外国人旅行者誘致に関する目標及び計画が定められていることを示す資料（計画書の写しなど）を添付してください。なお、当該資料は、国定公園ごとにインバウンド誘致目標が定められているものが望ましいです。

■ 利用拠点整備改善計画について

自然公園法第16条2第1項に規定する地域協議会において定める法定計画。国立公園内の宿舎・休憩所等の施設が集積した利用拠点を対象に、地方公共団体が公園事業者等の多様な関係者とともに、利用拠点における質の高い利用空間の創造や公園利用に係る機能の強化を進めるための計画。

環境大臣の認定を受けた利用拠点整備改善計画に基づいた事業については、国立公園事業に関する特例が適用されるほか、補助事業において当該事業であることが補助要件となっている事業区分を設けています。

以下の取扱要領に基づいて策定後、環境大臣へ申請し認定を受けることが必要です。

国立公園における利用拠点整備改善計画取扱要領：

<https://www.env.go.jp/content/000048019.pdf>

上記取扱要領様式第1（利用拠点整備改善計画に係る認定申請書）

上記取扱要領様式第2（利用拠点整備改善計画書）

上記取扱要領様式第3（利用拠点整備改善計画変更認定申請書）

上記取扱要領様式第4（利用拠点整備改善計画の軽微な変更届）

上記取扱要領様式第1から第4

<https://www.env.go.jp/content/000048020.docx>

上記取扱要領様式第2（記載例）

<https://www.env.go.jp/content/000048021.pdf>

利用拠点整備改善計画の策定にあたっては、当該地域を所管する環境省国立公園管理事務所（国立公園管理官事務所、自然保護官事務所、広島事務所および福岡事務所を含む）へご相談ください。

策定した利用拠点整備改善計画は、補助事業終了後、速やかに認定の申請をおこなってください。

■ 補助対象経費

補助の対象となる事業に要する経費は、公募要領 別表第1の「3 補助対象経費」の欄に定める経費であって、補助事業に使用されたことが証明できる経費に限ります。

■ 申請に必要な書類

- ・応募申請必要書類等チェックシート（A事業）
- ・（様式第1） 国立公園等利用拠点滞在環境等上質化事業に係る応募申請書
- ・（別紙1－1） A. 国立公園等利用拠点計画策定支援事業 実施計画書
- ・（別紙2－1） 国立公園等利用拠点滞在環境等上質化事業経費内訳書
- ・（別紙3） 国立公園等利用拠点滞在環境等上質化事業実施後使用見込等申告書
- ・（別紙4） 補助事業に係る消費税仕入税額控除の取扱いチェックリスト
- ・補助事業に関する見積書
 - * 積算の内訳、算定式等を記載するとともに、別紙2－1 経費科目との紐づけが確認できるようにすること

別紙様式の作成にあたっては、「応募書類（様式1別紙）記載要領」を必ず確認し、作成してください。

令和8年度の様式をダウンロードし、作成してください。

上記のほか、申請者に関する書類の提出が必要となります。詳細は公募要領を確認ください。